

[検討事項] ■議員の活動原則
□議会活動に関する説明

1. 考え方について

議員は、自らの議会活動について、市民への説明責任を果たすものとする。

2. これまで検討を行った関連する検討項目

- 議案等に関する各議員の態度の公表
- 議員の政治倫理の確立、品位の保持（※協議中）
- 議員定数決定の手続き（※協議中）
- 議員報酬決定の手続き

3. 参考条文、参考事例等

○茅ヶ崎市 第 5 条（議員の活動原則）

3 議員は、自らの議会活動について、積極的に情報提供を行うものとする。

○上越市 第 3 条（議員の活動原則）

1 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(4) 議会活動及び市政運営に関する自らの考えについて、市民への説明責任を果たすこと。

○川崎市 第 4 条（議員の役割及び活動原則）

2 議員は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

(1) 市民の代表として、誠実かつ公正な職務の遂行に努め、自らの議会活動について市民への説明責任を果たすこと。

○防府市 第 3 条（議員の活動原則）

5 議員は、議会活動について、市民等に対して説明責任を果たさなければなりません。